

新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(1)

福祉部子ども未来課

項目	新潟市社会福祉協議会 (73クラブ)	山の下地区コミュニティ協議会 (山の下)	木戸地域コミュニティ協議会 (木戸)	下山福祉会 (下山)
1 基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補完し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 (2) ①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定②遊びの活動への意欲と態度の形成③遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的生活習慣の確立④学校や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を図るとともにその家庭の子育てを支援する。	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 地域の児童が下校後、安心して遊べる環境で楽しく過ごす。 (2) 児童の健全な育成を図る。
2 運営組織 (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	(1) 支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置し確実なクラブ運営を実施する。 (2) 豊富な経験と実績をもち、児童の育成に情熱を燃やす心身ともに健康な支援員を確保し、充実した研修を実施することにより、質の高い人材を育成する。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 管理者、放課後児童支援員、事務員 (2) 職務に責任をもって、資質向上に努めるよう、研修に参加する。
3 運営についての提案 (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援 (3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(1) ①低・中・高学年の発達段階に応じた密な対応②学年を超えたコミュニケーションによる仲間作りの醸成③積極的な交流・施設外活動による社会性の向上④安全確保能力を含めた自己管理能力の育成 (2) 連絡帳、クラブ便り、保護者会等において、保護者との連携を図るとともに、保護者が相談しやすい雰囲気作りを心掛け、適切な支援を行う。 (3) 日頃から学校との情報共有に努めるとともに、学校施設の利用ができるように連携を図る。 (4) 社協ならではの長を生かし様々な地域の関係機関と連携するとともに、ふれあいスクールや地域教育コーディネーターとの情報交換・連携に努める。 (5) ①入会前に体験入会の期間を設け保護者との綿密な情報共有を行うとともに、必要に応じて支援員を増員する等の対応を行う。②食物アレルギーに対しては「複数でダブルチェック」を合言葉に、確実な対応を図る。 (6) アンケート等の実施、第三者機関の設置等により、利用者からの要望・苦情などに適切に対応するための体制を整備する。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 密な連絡帳のやりとり・定期的な保護者会の開催、クラブ便りを定期的に発行。子育てに悩む保護者にアドバイスをし、児童や保護者を褒め自信を持たせて早期解決を図る。 (3) 学校長、学級担任と情報を共有し、児童に合った指導を行う。 (4) 地域の避難訓練、防災訓練を通して顔の見える事業を行う。 (5) 一人一人に合った支援指導を行う。学級担任や特別支援学級担任と情報を共有し、援助、支援、協力をいただく。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に意見を拝聴した上で、その後の事業に取り入れていき、受付窓口から解決までの体制整備を常に図ることで迅速化していく。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 保護者からの告知、支援員からの報告の徹底等コミュニケーションに努める。 (3) 地域教育コーディネーター(事務局長)を介して、学校と綿密な関係を築く。 (4) 地域行事等への積極的な参加により、コミュニケーションの構築を図る。 (5) 特に注視し個々に配慮を行う。支援員の学習研修を行う。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に拝聴し、迅速に解決を図っていく。	(1) 学校、保護者との連携の下、その児童に合わせた援助をする。 (2) 保護者面談の機会を設けたり、便り等で連携をとる。 (3) 学校での様子、出来事を伝えてもらい、不安な気持ちを引きずらないようにする。 (4) 下校後の気持ちが開放的になるので、住民との連携を大切にすする。 (5) 児童が安心してのびのびできる環境をつくり、専門知識をもって対応する。 (6) 要望、苦情、相談に対して真摯に受け止めて対応していく。
4 危機・維持管理 (1) 事故防止、防災 (2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応 (3) 個人情報保護 (4) 虐待防止 (5) 施設管理	(1) 不意の事故や災害は、いつでも起り得るといいう危機意識を常に持って、児童の安全確保に万全を期すため、「ひまわりクラブの危機管理」、「リスク管理の手引き」、「保健衛生マニュアル」等の各種マニュアルの活用により周知徹底を図る。 (2) 施設内外の環境の安全に目を配り、各種マニュアルを活用しながら必要な措置等を行うとともに、避難訓練や日頃の活動を通じ周知徹底を図る。 (3) 「個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、職員に周知徹底を図り確実に実施する。 (4) 初期対応マニュアル等により支援員全員で対応方法を共有するとともに、研修等を実施しながら共通理解を図り迅速な対応を行う。 (5) 子どもが「生活」の場として過ごすクラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し施設管理を行う。	(1) 不慮の事故、発生等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。 (2) 発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。 (3) 個人に人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。 (4) 早期発見、通告の義務、児童に対して適切な対応を行う。 (5) 安全・衛生面に配慮し随時点検等を行うことで児童の安定した生活の場を確保する。	(1) 不慮の事故、発災等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。 (2) 発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。 (3) 個人の人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。 (4) 毎日の生活に対し注視し、早期発見・早期対応に努める。 (5) 安全・衛生面は、随時点検等を行い児童の安定した生活の場を確保する。	(1) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (2) マニュアルに沿って、訓練を重ね防止に努める。 (3) マニュアルに沿って、児童の人権の保護に努める。 (4) マニュアルに沿って、早期発見に努め防止に努める。 (5) マニュアルに沿って、定期的に点検を行い安全な施設管理に努める。

新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(2)

福祉部こども未来課

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、東曾野木、横越、西内野)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福祉会 (潟東南)
1 基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。 (2) ①児童の平等利用を確保すること②児童の健康管理、安全管理、情緒の安定を図ること③クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成を図ること④クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成を図ること⑤保護者の子育て支援を図ること⑥児童・保護者・地域のニーズに即した管理運営に努めること⑦職員の資質向上に努め、モチベーションの高いクラブ運営を実現すること⑧事業の利用促進を図るため、積極的かつ効果的な広報活動により広く市民に周知する。	(1) 子どもと親、地域住民が主体的に運営に参加し、まちぐるみで支えあう、地域子育て支援の拠点、地域コミュニティの核となるひまわりクラブを目指す【大切にしていく点】①参加②話し合い③共生④柔軟性⑤専門性 (2) 子どもたちの自主性、主体性を育むことを中心に据えて、次の「3つの貢献」を大切にす。 ①子どもたちの成長への貢献②親の支援への貢献③地域の再生とまちづくりへの貢献	(1) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう適切な運営を行う。 (2) ・「思いやりと人の痛みがわかる子ども」の育成と「安心して過ごせる安全ない場所づくり」に努める。・保護者への子育て支援を図る。・地域との密接な連携を実践する。
2 運営組織 (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え及び内容	(1) 放課後児童指導員 常勤 12 名、補助員 常勤 10 名、日々代替職員 非常勤 28 名、事務局職員 常勤別途 (2) ・現行クラブ在籍職員への継続依頼・組合員企業の福祉部門からの転籍雇用・職場体験等の実習生の積極的な受け入れ・職員公募・採用、配置時の厳正な選考と OJT 教育を含む採用前研修・職員全員参加研修：年 2 回・グループ会議、クラブ運営会議、事業者定期巡回、事務局運営会議の開催	(1) 施設管理責任者（常勤）1 名・支援員（常勤）3 名、支援員（非常勤）10 名の職員 14 名体制で運営。児童厚生員・教諭・保育士等の資格を有し、常勤者は、児童厚生施設等で常勤経験 2 年以上の者を配置するよう努める。施設管理責任者候補が防火管理者資格を有しない場合、早急に必要な講習を受講し資格を得ることに努める。 (2) 子どもに向き合う姿勢や情熱があり、様々な技能を持つ人材を確保。研修にも積極的に参加し、専門性の質を高める。	(1) 2 名の正規指導員を配置、児童数や障がい児等、土曜日、長期休暇の状況に応じて加配指導員を配置する。 (2) 放課後児童支援員は学童保育所「愛・楽・結いずい」の職員を異動することにより確保できる。また、採用する場合は有資格者で経験者を配置する。職員の資質の向上のため、安全管理、生活指導、人材育成等の研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
3 運営についての提案 (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援 (3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(1) 児童の人権と人格を最大限尊重し、常に傾聴の姿勢を基本とし、子どもの発達過程と個々の養育環境を十分に理解し、個別の適切な育成を図る。子ども自身が感じ、学び、理解するよう、子どもの発達段階を適切に見極め、安心してひまわりクラブに通えるよう意図的に働きかける。 (2) 入会時の「調査票」への記入とヒアリング及びクラブの設置目的への協力要請。子どもの放課後生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と家庭の生活を守る。様々な養育環境を抱える保護者の生活スタイルを肯定的に理解する。 (3) 日常的な子どもの安全確保と健康に関する情報交換を共有し、学校施設の利用に関して積極的な連携を図る。学校とひまわりクラブの連動性に考慮し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。 (4) ひまわりクラブの存在とその目的を的確な広報活動を用いて周知。クラブ解放 Day の試みや、クラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討。突発的なケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける (5) 障がいのある子どもの受入にあたっては、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討。保護者への事前ヒアリングにより食物アレルギーを持つ子どもへの事前認知を徹底し、十分な配慮を心掛ける。 (6) 苦情受付担当者を配置し、要望・苦情等の受付体制の明確化と積極化を図る。苦情解決責任者が申出者との解決に向けた話し合いを行い、その経過・手順・結果については対応事例として検証と評価を行い、その後の事業運営に反映させる。第三者委員を設置し、客観性と専門性を持ち、利用者の立場に立った助言を求める。利用者アンケートにより日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。	(1) 子どもたち自身を「育つ主体者」として位置づけ、各年代に合わせた支援、活動に取り組む。一人ひとりの意欲や願いに沿いながら、子どもの主体的な育ちを支援する。 (2) 保護者会で親同士をつなぎ、支え合いや学びあいの関係が広がるように支援する。連絡ノートを中心に、ひまわりクラブや子どもたちの様子をお互いに伝え合い、地域の子育て支援の課題を共に考え、力を合わせて取組を進める。 (3) 学校の施設利用や行事開催などは、ていねいに協議・報告を行う。担任の先生との日常的な連絡や子どもの様子、成長、変化等をニュースや交流などで伝える。虐待やいじめ、不登校等の問題を、子どもの生活を支える放課後児童クラブで気づくことが多くある。学校と連携しながら、解決に向け子どもを支え、一緒に役割を果たす。学校行事の見学や授業参観などで学校生活を知り、育成支援に活かす。 (4) 地域住民が主体的に関わり、白根ひまわりクラブがあることによって地域が活性化する、そんな地域コミュニティの核として発展させていく。地域の子どもたちへの思いをもつたくさんの人たちと出会い、クラブの行事や活動を通じて交流する中で、地域で子どもたちの成長を安全に見守り、子育てを支え合う関係を築いていく。 (5) 障がい児への対応は、実際の子どもをよく見て状況をつかみ、方針をたて、障がいのある子どもたちと他の子どもたちが一緒に生活する中から、学びあい、成長できるよう援助していく。 (6) 要望・苦情対応の仕組みは、利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要である。要望・苦情には誠意を持って迅速に対応し、それを契機に保護者や地域の方たちと信頼関係を深められるよう取り組む。また、定期的にアンケートを行い、利用者のニーズ把握に努める。	(1) 個々の発達段階及び発達過程、特徴や働きかけ等を理解し育成にあたる。異なる学年の仲間、指導員や地域の人達等、多くの人との関わりや活動を通し自主性や社会性、創造性が育つよう生活の場を提供する。 (2) 毎月「学童だより」を発行し児童の活動や生活の様子を発信、行事の参加呼びかけなど効果的な方法を工夫する。必要な場合は、保護者と個人面談を行い、子育ての悩みや不安などの相談に応じ、助言や支援をし、学校等の関係機関やコミュニティ協議会等、地域組織と連携を図ることにより課題解決を図る。 (3) 児童、保護者、学校、地域の情報交換にとどまらず、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携して取り組み、地域の育てる力を向上させる。学校から、毎月の下校時刻表、行事予定表をいただき、学校へも毎月の「学童だより」を配布し、相互の情報交換を行う。 (4) 地域との連携やふれ合いを通して、人の心のぬくもりの中で育っていきけるよう「地域のつながり」を大切にする。コミュニティ協議会、自治会等と連携して、ともに参加出来る行事を企画する。 (5) 障がいのある児童もない児童も、食物アレルギー等配慮を要する児童も、「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるよう運営する。 (6) 要望・苦情は事業内容の向上に向けた大きなヒントになると考え、児童・保護者が言いやすい関係づくりを日々行い、要望・苦情に適切に対応し、事業運営に反映させていく。受付担当者を配置し、面談、電話、書面等により受け付ける。要望・苦情対応書にまとめ、事例の原因や対応を検討し、迅速に問題が解決するよう努める。第三者委員を設置（潟東民生委員）
4 危機・維持管理 (1) 事故防止、防災	(1) 危機管理マニュアルの整備、「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。定期的な防災訓練、教育訓練研修。不審者対策・「障害・賠償・生産物対人賠償保険」への加入。職員の社会保険加入、定期健康診断による労働環境の整備。定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止、最小限に抑える取組。緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。	(1) 毎日、子ども・職員がいきいきと楽しく活動するために、防犯・事故発生時の対策として環境整備と安全対策に万全を期す。	(1) 児童自身が安全な行動ができるよう、危機予防の言葉かけや指導等を行う。施設整備、遊具の安全点検、日常点検・定期点検を実施する。事故防止マニュアルを作成し対応を周知徹底する。

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、東曾野木、横越、西内野)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福社会 (潟東南)
<p>(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応</p> <p>(3) 個人情報保護</p> <p>(4) 虐待防止</p> <p>(5) 施設管理</p>	<p>(2) 「事故・災害発生時の対応フローチャート」に則った迅速かつ適切な対応。防犯グッズ「さすまた」を配置</p> <p>(3) 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規程」に則った運用の周知徹底</p> <p>(4) 児童虐待の早期発見と対応は、職員と事業者とに課せられた重要な役割の一つであることを明確に意識付ける。日頃から、子ども、保護者の様子に意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの中から早期発見に努める。児童虐待ではと迷った時、おかしいと感じた時にはクラブ職員等は各自の判断のみで対応することは避け、運営責任者と充分協議した上、新潟市、児童相談所へ速やかな通告を行う。児童虐待に対する職員への啓発と普及</p> <p>(5) 関係法令の遵守、子どもが安全・快適、健康的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的とした年間計画に基づき実行。施設管理を通じて、子どもたちへの「学び」として、社会のルールや共同生活のきまりについての意図的な働きかけ。新潟市第3次環境基本計画に配慮し、ゴミの減量化と資源化に積極的に取り組み、事業者の役割を充分認識し環境保全活動に貢献</p>	<p>(2) 職員は慌てず落ち着いて対応し、必要に応じて受診させ、保護者と連絡をとり、状況をていねいに説明する。</p> <p>(3) 個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故防止等積極的に対策を講じている。</p> <p>(4) 職員一人ひとりが「問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識の下、普段から子どもの変化や言動などに着目し、虐待の早期発見と防止に努める。職員会議等で客観的に問題を明らかにし、通告は施設全体の方針として事業所長が決定する。</p> <p>(5) ・建物の機能保全、安全確保に立脚した維持管理を行う。備品等の管理については整理整頓し、無駄を省き管理費の削減に努める。・日々衛生的な環境を整える。・開館時には不審者対策に万全を期し、閉館時には無人警備を委託し、施設の保安維持を図る。</p>	<p>(2) 事故が発生した場合は周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、児童の安全確保を最優先として、必要な措置等を行う。年2回の避難訓練や日常の中でも機会をとらえ対応を周知徹底する。緊急時のバックアップ対応として法人全体で取り組み、近接の特養「虹の里」をバックアップ施設とする連携体制を構築する。</p> <p>(3) 守秘義務と児童の人格の尊重を常に意識すると共に、児童及びその家族の個人情報の漏洩防止、盗難等の事故防止に努める。内部研修を年1回以上行うとともに、個人情報に関する規則ならびに個人情報取扱規則を周知徹底する。</p> <p>(4) 虐待防止責任者を設置する。「学童だより」や行事等様々な機会を通して保護者への啓発を行う。</p> <p>早期発見・相談・通告のしくみづくり、地域や児童に関わる期間との連携を図る。</p> <p>(5) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、適切な運営を通して、児童が心身ともに健やかに行く背うされるよう運営する。「安心して過ごせる安全な場所づくり」を実践できるよう、施設管理を行う。</p> <p>課題には法人全体で取り組む。安全管理の徹底・衛星管理の徹底・経費削減・より良いサービス</p>